

## ヘイトスピーチへの対処に関する要望

文化的背景や国籍の違う多くの人々が住み、暮らし、また沢山の観光客が訪れる大阪市において、特定の人種や民族に属するという理由で憎悪の対象として排斥する差別的言動は決して許されるものでなく、全国に先駆けてヘイトスピーチへの対処に関する条例を制定したところである。

この度、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立し、国をあげてヘイトスピーチを許さない姿勢を明らかにするとともに、国の責務等が明確に示されたところであり、今後、国においては、当該法律や国会の附帯決議に基づき実効性のある施策を着実に推進していただきたい。

また、地域社会に深刻な亀裂を生じさせるヘイトスピーチの解消のため地方公共団体が地域の実情に応じて実施する取組を積極的に支援すべきであり、当該法律の目的・趣旨に合致する地方公共団体の取組に対し、国として財政措置を積極的に講じられることを要望する。

平成28年6月17日

大阪維新の会大阪市議員団